

ひとりで抱え込まず  
まずは「相談ください」

# 生活困窮者自立支援制度

## 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度では、生活や就労に関するさまざまな困りごとについて、自立相談支援機関が窓口となり、相談支援を行っています。窓口では一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、自立の促進を図ることを目的として関係機関と連携して支援を行います。

「相談窓口」  
「相談はお住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関で受け付けています。」



相談窓口一覧

- ⚠️ 制度のご利用にあたって
1. 秘密厳守で、個人情報(ご相談の内容や、ご本人、ご家族の秘密)は守ります。
  2. 生活保護受給中の方は本制度を利用できません。
  3. お金の貸付や給付を目的とした制度ではありません。

## 相談の流れ

**1 相談**  
ご本人やご家族などが来所、またはお電話でご相談ください。何らかの理由で窓口にお越しいただけない場合は、支援員がご自宅に訪問します。

**2 利用申込**  
生活困窮者自立支援制度の利用を申し込みます。

**3 支援プランの作成**  
相談支援員が自立に向けた支援と一緒に考え、支援プランを作成します。

**4 支援**  
さまざまな機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。

## 支援メニューの例

※支援メニューは、お住まいの市町村で異なります。詳しくは、相談窓口へご確認ください。

〈住居確保給付金の支給〉  
離職、廃業や休業などにより経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対し、求職活動などを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。

※審査および決定は福祉事務所が行います。

〈一時生活支援〉  
住居を失ってしまった方や不安定な居住形態にある方に対し、一定期間、衣食住などの日常生活に必要な支援を行います。

〈就労支援・就労準備支援〉  
就労に関する助言や個別の求人開拓などの支援を行います。また、就労に對して不安を抱いている方、コミュニケーションが苦手ですが働くことが難しい方に、ワークシoppや就労体験の機会を提供し支援を行います。



## 認定就労訓練

就労に不安のある方に対して、仕事をするきっかけとなる就労訓練(いわゆる「中間的就労」)の機会を提供し、自立に向けて生活面や健康面での支援を行います。

## 家計改善支援

家計のやりくりがうまくいかない方の収支のバランスや家計の状況を整理し、自ら家計管理ができるよう支援します。また、必要に応じて貸付や各種給付金制度などの利用に向けた支援や、家賃、税金、公共料金などの滞納整理の支援も行います。

## 子どもの学習・生活支援

生活困窮世帯の子どもと保護者を対象に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣づくりや進路決定に関する相談や助言などを行います。

## 支援を利用して生活を立て直したケース(支援イメージ)

- Eケース** 就労による収入はあるが、給料日前になると生活が厳しい生活費が足りないとの相談。
- Dケース** 仕事をすることがなく、集中力が必要で複雑な仕事に難しかったため、就労に対する不安感や緊張が強い。
- Cケース** 病氣治療を理由に失職。治療と就労を両立させたいが、自分に合った仕事を見つけないことが難しく求職活動が難航していると相談。
- Bケース** 宿泊先が廃業し、行く当てもなく、手持ちのお金が尽きたとの相談。
- Aケース** 失業により収入減少。家賃の支払いが困難になったため相談。

## プランの作成・支援・他機関との連携

家計改善支援(または自立相談支援)  
家計を「見える化」することで、相談者自ら家計の問題に気づき生活が安定するようになった。

認定就労訓練  
企業での就労訓練に参加し、複数ある業務のうち本人が得意な業務を切り出して対応してもらったことで、就労に対する不安や緊張が解消され、積極的に求職活動を行うようになった。

自立相談支援・就労準備(他機関との連携)  
個別プログラムのウォーキング等を利用して体力の回復を図り、集団プログラムや就労体験を行うことで自分に合った仕事を見つけて就職することができた。

一時生活支援  
一時生活支援を利用し衣食住の不安を解消。利用中にハローワークと連携して就労支援を実施。寮付きの会社への就職が決まった。

住居確保給付金の支給  
相談支援員のアドバイスを受け、住居確保給付金を利用して家賃負担を軽減。その後も就労支援員の協力を得ながら就職活動を行っている。

※上記は支援のイメージです。生活や仕事のことで問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。本制度に限らず他制度も活用を含め、解決方法を一緒に考えます。

## 沖縄県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	窓口名	電話番号
沖縄県(町村管轄)	北部	0980-43-0240
	中部	098-923-0881
	南部支所	098-917-5407
	南部	098-851-7105
	久米島町	098-851-8335
那覇市	那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-917-5348
宜野湾市	宜野湾市 福祉総務課 生活支援係	098-893-4480
石垣市	石垣市 福祉部 福祉総務課 総務係	0980-87-6025
浦添市	浦添市 自立サポートセンター・てだこ未来	098-875-5065
名護市	名護市 暮らしと仕事の応援センター さぼんちゅ	0980-53-1212 (内線244)
糸満市	糸満市 暮らしのサポートセンター きづき	098-840-8182
沖縄市	沖縄市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-923-3624
豊見城市	豊見城市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-850-1067
うるま市	うるま市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-989-3972
宮古島市	宮古島市 生活福祉課 地域福祉係	0980-73-1962
南城市	南城市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-917-5334

**事業者の皆さまへ**

県では、認定就労訓練事業の受け入れ事業者を募集しています。

訓練利用者の受け入れにあたり支援員がサポートを行い、短時間の訓練からでも受け入れ可能ですので、ぜひ検討ください。

受け入れ事業者の登録方法や具体的な支援の内容について、詳しくは、県ホームページ「沖縄県生活困窮者就労訓練事業の申請」のページをご確認ください。

県ホームページ

問い合わせ 保護・援護課 電話：098-866-2428 FAX：098-866-2758